

平成 28 年 10 月 1 日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の定めにより、お取引時にお客さまが外国政府等において重要な公的地位にある方に該当するか否かを確認させていただくことになりました。

そのため、ご自身またはご家族が外国政府等において重要な公的地位にある（またはあった）方に該当する場合は、お申込みになれません。当行本支店窓口にてご相談ください。

お取引の名義人が、以下の「外国政府等において重要な公的地位にある方」に該当しないかを確認させていただきます。

- ① 外国の元首および外国の政府、中央銀行、その他これらに類する機関において重要な地位にある方（政府等において重要な地位にある方とは、わが国でいえば、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、衆参議院議長・副議長、最高裁判所裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上・海上・航空幕僚長・幕僚副長、中央銀行の役員、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員が該当します。）
- ② 過去に①のいずれかであった方
- ③ ①または②に該当する方の親族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子。具体的には下の図を参照ください。）

